

京都市交通局管理規程第20号

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「総務局総務部文書課長」を「総合企画局情報化推進室情報管理課長」に改め、同条第8号中「決定書案」の右に「又は供覧書」を加え、「(以下「添付文書」という。)」の右に「全部又は」を加え、同条第15号イ中「押印する」を「押印をする」に改め、イをウとしアの次に次のように加える。

イ 併用決裁 文書管理システムに承認等の意思を登録し、及び第18条第1項ただし書きに規定する添付文書回議票に別に定める処理を行うこと。

第15条第1項中「押印しなければならない」を「押印をしなければならない」に改め、同項ただし書中「收受日付印の押印を省略することができる」を「この限りではない」に改める。

第18条第1項中「作成し、」の右に「速やかに」を加え、同項ただし書中「添付文書の」の右に「全部又は」を加え、「併用決裁を行うことができる」を「速やかに併用決裁を行わなければならない」に改める。

第19条第1項第2号中「押印すること」を「押印をする」に改める。

第20条を次のように改める。

(決定書案の承認等)

第20条 決定書案の承認等をした者は、決裁の区分に応じ次のとおりに処理しなければならない。

- (1) 電子決裁 文書管理システムに承認等をした旨を登録すること。
- (2) 併用決裁 文書管理システムに承認等をした旨を登録し、及び添付文書回議票に別に定める処理をすること。
- (3) 紙決裁 当該決定書案の所定の欄に押印をすること。

第22条第3項を次のように改める。

3 合議先において承認等を行った場合は、第20条の規定を準用する。

第25条第1項中「総合企画局市長公室秘書課（以下「秘書課」という。）」を「総合企画局市長公室（以下「市長公室」という。）」に改める。

第26条第4項第2号を第3号とし、同条第4項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 併用決裁にあっては、当該承認者等は、当該決裁及び添付文書回議票を確認し、その旨を文書管理システムに登録し、当該添付文書回議票に別に定める処理を行う。

第27条第1項を次のように改める。

收受し、又は、作成した公文書で、上司の閲覧に供する必要があると認められ、かつ、当該文書の全部を電磁的記録のまま文書管理システムに登録することができるものについては、文書管理システムにその要旨を簡明に入力する間必要な事項を入力することにより、速やかに電子決裁を行わなければならない。ただし、当該公文書の全部又は一部が紙文書であるときは、添付文書回議票（第8号様式）を当該紙文書に付し、速やかに併用決裁を行わなければならない。

第27条第2項中「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 添付文書の全部が紙文書であり、事案が軽易又は定例的なものであるときは、余白の利用その他の方法により処理を行うことができる。

同条第4項中「紙決裁」を「併用決裁及び紙決裁」に改める。

第27条の2第1項第2号中「秘書課」を「市長公室」に改める。

第27条の4中「総務局総務部文書課」を「総合企画局情報化推進室情報管理課」に改める。

第28条中「総務局」を「行財政局」に改める。

第33条第1項中「第9号様式」を「第10号様式」に改める。

第34条第1項中「第10号様式」を「第11号様式」に改める。

第36条第1項中「第11号様式」を「第12号様式」に改める。

第11号様式を第12号様式とし、第8号様式から第10号様式までを1様式ずつ繰り下げ、第7号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式（第27条関係）

添付文書回議票		添付文書回議票番号		
		保存期間		
		分類記号		
供覧開始日		供覧開始者		
供覧終了日				
件名				
(公開件名)				
(閲覧)				
(添付文書)				
添付文書名		添付ファイル名	種別	サイズ

注 確認等を行うときは、確認画面で添付文書回議票番号を入力してください。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)